

学校いじめ防止基本方針



令和6年度（令和6年4月 改訂）

合志市立西合志南中学校

目 次

I いじめ防止等の対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念
- 2 組織の設置等
- 3 学校の基本方針の内容
- 4 いじめの定義
- 5 いじめの理解
- 6 いじめ防止に関する基本的考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 家庭や地域との連携
 - (5) 関係機関との連携

II いじめ防止対策の内容に関する事項

- 1 本校の実態及び課題
- 2 いじめ防止等の実施内容
 - (1) いじめ防止の体制（いじめ不登校対策委員会の設置等）
 - (2) いじめ防止のための年間計画
 - (3) いじめ防止の具体的な取組
 - ①いじめの防止
 - ②いじめの早期発見
 - ③いじめへの対処
 - ④その他の取組
- 3 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - ①重大事態の発生と調査
 - ②調査結果の提供及び報告

I いじめ防止等の対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置等

(1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止等の対策のための組織」を置くものとする（法第22条）。

(2) 学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする（法第28条）。

同組織は、学校の設置者の判断により、学校が調査主体になった場合、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査主体が学校の設置者である場合、学校は設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

3 基本方針の内容

本方針は、国・県・市の基本方針を踏まえ、学校、家庭、地域その他の関係者間の連携等により、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対応等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、方針では、学校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめ防止等の対策が、校内において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

基本方針に沿った対策の実現のためには、生徒や家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取組を維持するため、本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているか定期的に点検し、必要に応じて見直す。

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ▶ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものである。その際、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努めることが必要である。また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応する。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しておく。

いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要である。合志版コミュニティースクールを活用し、いじめの問題についての認識を高める場を設定したり、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供したりするなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。その上で、学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は地方法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

II いじめの防止対策の内容に関する事項

1 本校の実態及び課題

本校は、近年、生徒数が増加傾向にあり、菊池郡市で最も大規模な学校となっている。これまでも、いじめ及び不登校の未然防止及びその解消を喫緊の教育課題と捉え、人権教育を全ての教育活動に根幹に据えて生徒の「生きる力」に育成に取り組んでいる。その間、生徒のコミュニケーションスキルの獲得や好ましい人間関係づくり、さらには生徒の自己有用感の涵養を具体的な課題と捉え、授業をはじめあらゆる機会を通してそれら課題の克服を意識した教育活動に努めている。

令和5年度の標準学力検査（CRT）における質問紙調査では、1、2年では「あなたはクラス全員のひとりひとりの良いところを言葉にして言うことができますか」という項目が、全国と比べて最も課題があるという結果だった。3年でも上記と同じ項目に全国との差があり、また、「自分にはいいところがあると思いますか」の問いに対しても課題が見受けられた。この結果から、生徒たちはクラスの中で全員とは互いに繋がり合うことができず、全員の良いところには目を向けられていない現状があることがわかる。また、自己肯定感に関しても課題があるため、教師からの期待感を伝えたり、励まし等の声かけをしたりすることや、生徒間でも互いに認め合う取組を行うことが重要であると考えられる。また、引き続き生徒間のコミュニケーションの機会を意図的に設け、互いに支え合っているような関係性の構築も重要な取組である。

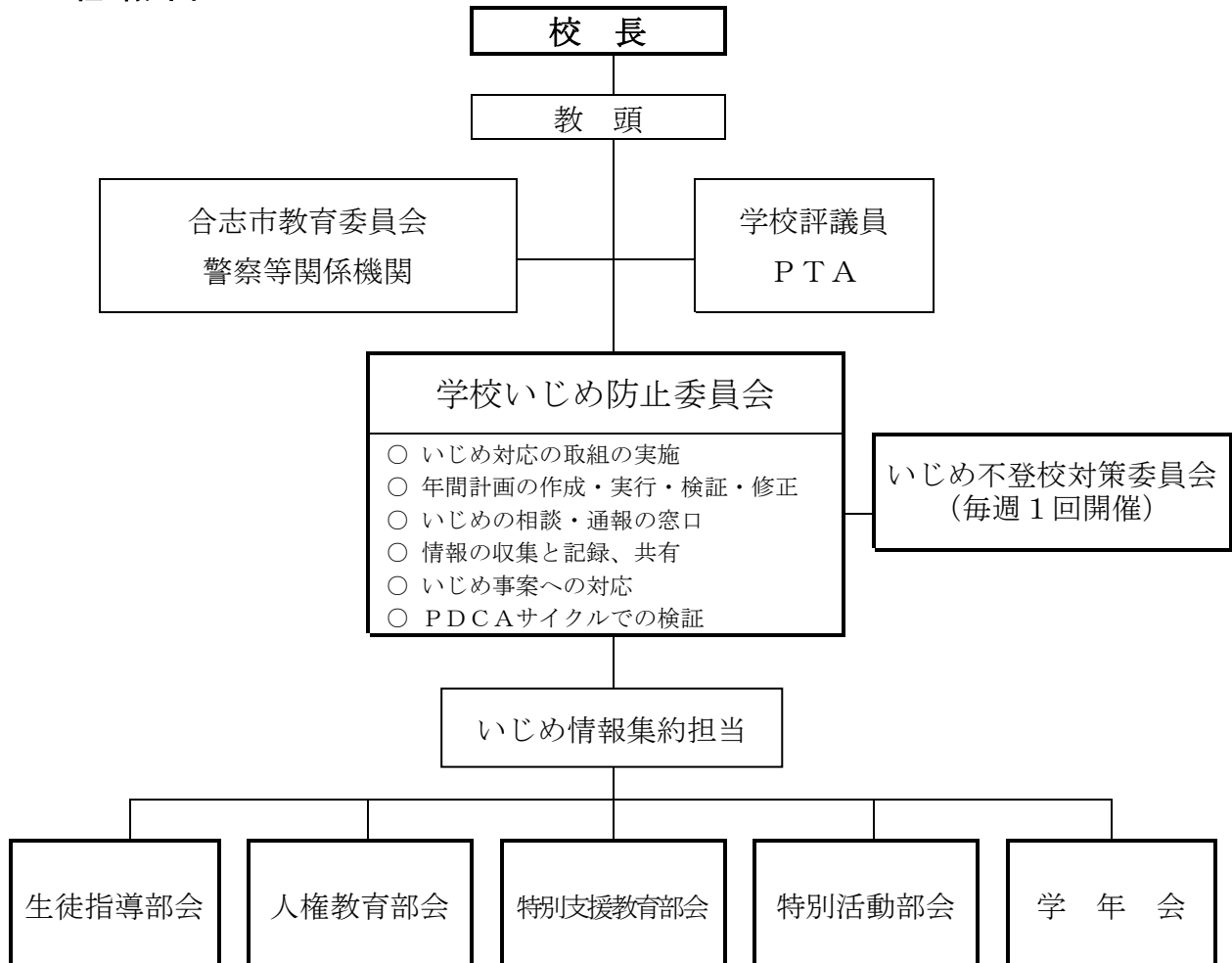
2 いじめ防止等の実施内容

(1) いじめ防止の体制

「いじめ不登校対策委員会の設置」

- ※役割 ○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口及び報道機関等への対応の窓口
 - いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、及びその共有
- ※構成 ○管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任や生徒支援加配教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等から、組織的対応の中核として機能するよう、学校の実情に応じて決定する。
- その他、必要に応じてSC、SSW、各関係機関との連携を図る。

組織図



(2) いじめ防止のための年間計画

	前 期			
	4 月	5 月	6 月	7 月
いじめ防止委員会	第1回学校いじめ防止委員会 (年間計画・活動方針確認)			第2回学校いじめ防止委員会 (1学期取組総括)
校内研修 生徒指導 人権教育	校内研修(生徒理解) 生徒指導・人権教育部会	校内研修(授業改善) 生徒指導・人権教育部会	校内研修(人権教育) 生徒指導・人権教育部会	校内研修(学力向上) 学年人権集会 生徒指導・人権教育部会
生徒会・生徒指導部取組	西南中対面式 家庭訪問 挨拶運動 学校生活オリエンテーション	生徒会挨拶運動 いじめ防止委員会アンケート 挨拶運動	生徒会挨拶運動 挨拶運動	生徒会挨拶運動 挨拶運動 三者教育相談
PTA 活動		PTA 挨拶運動 親子ふれあい美化作業	PTA 挨拶運動	PTA 挨拶運動

	前 期		後 期	
	8・9月	10月	11月	12月
いじめ防止委員会	第3回学校いじめ防止委員会			第4回学校いじめ防止委員会 (2学期取組総括)
校内研修 生徒指導 人権教育	校内研修 (人権教育・レポート研) 生徒指導・人権教育部会	校内研修(授業改善) 生徒指導・人権教育部会	校内研修(特別支援教育) 生徒指導・人権教育部会	校内研修(学力向上) 学年人権集会 生徒指導・人権教育部会 「心のアンケート」
生徒会・生徒指導部取組	生徒会挨拶運動 いじめに関するアンケート 挨拶運動 地域、関係機関との連携	生徒会挨拶運動 いじめ防止委員会アンケート 挨拶運動	生徒会挨拶運動 挨拶運動 三者教育相談	生徒会挨拶運動 挨拶運動
PTA 活動	地区懇談会 PTA 挨拶運動 親子ふれあい美化作業	PTA 挨拶運動 親子ふれあい美化作業	PTA 挨拶運動	PTA 研修会 PTA 挨拶運動

	後 期			
	1 月	2 月	3 月	備 考
いじめ防止委員会	第5回学校いじめ防止委員会		第6回学校いじめ防止委員会 (年間総括)	
校内研修 生徒指導 人権教育	校内研修 (人権教育・レポート研) 生徒指導・人権教育部会	校内研修(授業改善) 生徒指導・人権教育部会	校内研修(学力向上) 生徒指導・人権教育部会	
生徒会・生徒指導部取組	生徒会挨拶運動 挨拶運動 登下校指導	生徒会挨拶運動 挨拶運動 薬物乱用防止教室	生徒会挨拶運動 挨拶運動 地域、関係機関との連携	
PTA 活動	PTA 挨拶運動	PTA 教育講演会 PTA 挨拶運動	PTA 挨拶運動	

(3) いじめの防止の具体的な取組

① いじめの防止

- ア いじめを生まない土壌づくり
 - ・共感的生徒理解とカウンセリングマインドを基盤とした教育相談の充実
 - ・生徒の自主活動及び自治を育む取組の充実
 - ・「わかる授業」のための指導方等の工夫改善
- イ 校内研修の充実
 - ・「生徒の居場所づくり推進テーブル」の実践
 - ・教職員の資質向上、体罰の禁止
 - ・小中連携（人権教育、生徒指導、特別支援教育）
 - ・授業研究（わかる授業のための共通実践事項の徹底指導）
 - ・人権教育推進上の課題整理と共通実践
- ウ 教育相談体制の充実
 - ・家庭訪問、全学年三者教育相談の活用と充実
 - ・養護教諭、S C、S S Wの活用
 - ・市教育相談体制の活用
- エ 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実
 - ・「熊本の心」の活用
 - ・熊本県人権子ども集会、合志市人権フェスティバル、校内人権集会の開催と参加
 - ・「心のきずなを深める月間」の取組とその充実
 - ・1年生集団宿泊教室と「水俣に学ぶ」学習の充実
 - ・2年生職場体験学習と地域を理解する学習の充実
 - ・ハンセン病学習、天使園学習会をはじめとする人権教育の充実
- オ ことば教育の推進の充実
 - ・全ての教育活動におけることば教育の充実
 - ・「ことのは」への応募
- カ 登校指導、あいさつ運動の推進
 - ・生徒会活動としての朝のあいさつ運動
 - ・生徒会執行部による校区内小学校でのあいさつ運動
- キ 保護者の支援及び啓発
 - ・「くまもと家庭教育支援条例」の周知
 - ・「くまもと『親の学び』プログラム」奨励
- ク 合志版コミュニティー・スクール体制づくりの推進
 - ・学習支援における学校ボランティアの活用
- ケ 情報モラル教育の充実
 - ・教科等における情報モラル教育の充実
 - ・講演会等による生徒及び保護者の啓発

② いじめの早期発見

- ア 日常の生徒への関わり
 - ・毎朝の健康観察の確実な実施
 - ・「愛の1・2・3」+ワン運動の確実な実践
 - ・生徒会いじめ防止委員会による「いじめアンケート」の実施
- イ 教育相談体制の充実及び周知徹底
 - ・7月、11月の三者教育相談の実施
 - ・「こころのアンケート」の実施と活用
- ウ P T Aや民生児童委員、校区内区長及び関係機関との連携強化

③ いじめへの対処

- ア 情報収集と共有

- ・全ての教職員が常に「いじめは、いつ、どの学校、どの学級でも起こり得る」との認識を持ち、生徒の言動に注意を払い、いじめやその兆候を見逃さないとの意識を高く保つ。
- ・生徒の変化等に気づいたときは、学年部、生徒指導主事、教頭等の間で速やかに情報を共有し、適宜校長に報告するとともに迅速に対応を協議し、決定する。「報告・連絡・相談」の徹底。
- ・「学校いじめ防止委員会」のリーダーシップによる情報整理と職員への周知
- イ 記録と整理
 - ・生徒指導主事が記録を担当し、事案ごと、対象生徒ごとなどにまとめ、記録に残すとともに、説明責任を果たせる内容に整理する。
- ウ 学校相互間の連携・協力体制の整備
 - ・市内、近隣、熊本市内の学校間の連携を強化する。熊本市生徒指導連絡会に参加する。
 - ・校区内小中生徒指導連絡会の機能を充実させる。
- エ 警察との連携・協力体制の整備
 - ・大津警察署管内学校警察等連絡会議に参加する。
 - ・須屋交番、大津警察署スクールサポーター等との連絡連携を強化する。
- オ 合志市学校問題解決支援チーム会議の要請
 - ・重大事態及び対応困難な事案発生時は、市教育委員会と協議するとともに、必要に応じて市学校問題解決支援チームと連携し、事案の解決に努める。
- カ 出席停止の手続き
 - ・出席停止の処置が必要な事案については、その効果等を慎重に協議し、判断する。学校いじめ防止委員会は、校長の判断について、適切な資料提供に努める。

④ その他の取組

- ア 文部科学省や県教育委員会からの配布資料の活用
 - ・「全教職員が認識を共有し、主体的に取り組むことで、いじめの未然防止は可能」（平 30. 3）、「いじめの状況及び文部科学省の取組について」（令 4. 11. 24）及び「不登校重大事態の調査に関する流れリーフレット」（令 5. 3. 29）など、関係する通知を活用する。

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す

項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、市教育委員会と連携し、一体となって調査を実施する。

ウ 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- (ア) 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- (イ) いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- (ウ) 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- (エ) 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- (オ) 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのない

よう配慮するなど)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者、関係機関とのより適切な連携を図ったうえで、対応に当たる。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

ウ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

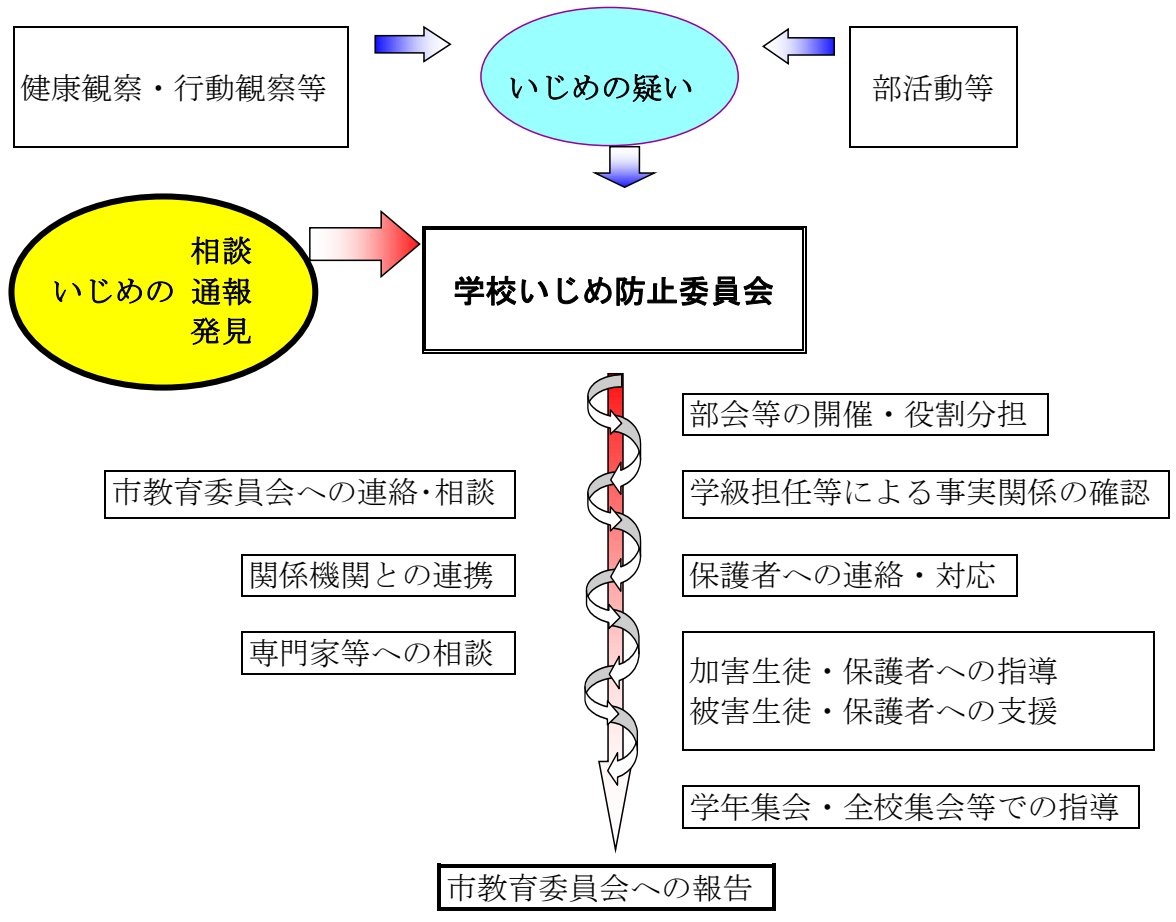
質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

イ 調査結果の報告

調査結果は、市教育委員会を通じて市長及び県教育委員会・知事に報告する。

【いじめ対応フロー図】

通常対応



重大事態

